



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *33 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
(福祉保健総務課)
- *34 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
(障害福祉課)
- *35 和歌山県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
(経営支援課)
- *36 都市計画法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

○ 訓令

- *25 和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令
(人事課)
- *26 和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令
(税務課)
- *27 和歌山県職員勤務発明規程
(企画総務課)

規 則

和歌山県規則第33号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和61年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第6条、第7条及び第9条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別記第5号様式中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第17条中第3項第2号の届出に限る。)には、年金受給権者に係る住民票の写しを添付しなければならない。

第12条中「所轄の振興局長」を「市町村長」に改める。
別記第7号様式の裏面及び別記第7号様式の2の裏面中「振興局健康福祉部」を「市町村役場」に改める。

別記第12号様式表面中

年金証書番号	
--------	--

 を

年金証書番号	
--------	--

 に改める。

別記第14号様式中「加入証書等再交付申請書」を「加入等証書再交付申請書」に改める。

別記第18号様式及び別記第19号様式中「第9条」を「第13条」に改める。

別記第20号様式中「第16条第1項第3号」を「第16条第1項第4号」に改める。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 1 0 条関係)

加入番号	
年金証書 番 号	

死 亡 ・ 重 度 障 害 届 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名



加 入 者
心身障害者 死 亡 し た
年 月 日 に 年 金 管 理 者 が 年 金 受 給 権 者 重 度 障 害 と な っ た
1 7 条 の 規 定 に よ り、 届 け 出 ます。 ので、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第

添付書類

年金受給権者が死亡したことにより届け出る場合
年金受給権者の住民票の写し。ただし、年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は除籍の抄本

記載上の注意 記名押印に代えて署名することができます。

別記第23号様式の2中 「

年金証書番号	
--------	--

 を

「

年金証書番号	
--------	--

 に、「年金振込銀行口座変更届」

を「年金振込口座変更届書」に改める。

別記第25号様式中 「

加入番号	
------	--

 を「

年金証番号	
-------	--

「

書号	
----	--

 に、「養護学校」を「特別支援学校」に、

「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

別記第28号様式中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

和歌山県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「農作物」を「農産物」に、「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改め、同表2の項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改め、同表3の項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改め、同表4の項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改め、同表5の項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改め、同表6の項中「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改め、同表7の項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第2条第2項第1号から第4号まで」を「第2条第2項第1号から第5号まで」に改める。

第5条中「第2条」を「第2条第2項」に、「その年の日数」を「365」に改める。

第8条第1項中「弁済期限」を「弁済期限等」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

農業近代化資金利子補給承認申請書

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所
融資機関の名称
代表者の職氏名 (印)

下記のとおり農業近代化資金の利子補給を受けたいので、和歌山県農業近代化資金利子補給規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

貸付けの相手方	貸付予定額 千円	資金用途	貸付予定時期 年 月 日	貸付利率 %	利子補給率 %	据置期間 年 月 日	償還期限 年 月 日	債務保証委託		備 考
								有	無	

注 債務保証委託は、和歌山県農業信用基金協会に対するものとする。

別記第2号様式中 「農業近代化資金利子補給承認書」
を「農業近代化資金利子補給承認書」に、「指令農第
号」を「和歌山県指令 第 号」に改め、「(昭
和37年和歌山県規則第11号)」を削り、同様式別表中「農
業近代化資金利子補給承認決定一覧表」を「農業近代化
資金利子補給承認決定一覧表」に、「第1回」を「每 回」
に、「第2回以降」を「最 終 回」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式(第 3 条関係)

農業近代化資金貸付実行報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
融資機関の名称
代表者の職氏名



年 月 日付け和歌山県指令 第 号で農業近代化資金利子補給承認のあった次の資金について、和歌山県農業近代化資金利子補給規則第 3 条

第 3 項の規定により、別紙のとおり貸付けしたので報告します。

記

資金の種類	貸付件数	貸付金額	備考
計			

注 「資金の種類」は規則第 2 条に掲げる区分に従い、「規則第 2 条第 3 号資金」とし、それぞれ区別して記入すること。

別記第5号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第6号様式注1の表を次のように改める。

資 金 別		備 考
施 設 名	使 途 別	
個 人	一 般(規則第2条第1項の表第1号から第3号まで、 第5号及び第7号の資金) 小土地(規則第2条第1項の表第4号の資金)	「施設名」欄の「個人」 は、法第2条第1項第1 号に掲げる者に資金が貸 し付けられる場合をい う。
共 同	一 般(規則第2条第1項の表第1号から第3号まで、 第6号及び第7号の資金) 小土地(規則第2条第1項の表第4号の資金)	「施設名」欄の「共同」 は、法第2条第1項第2 号から第4号までに掲げ る者に資金が貸し付けら れる場合をいう。

別記第7号様式中「年融資分」を「年度融資分」に、

「

融資平均残高 (1)
365 (又は366)

」を「

融資平均残高 (1) / 365

」に、同様式注

6中「その年の日数」を「365」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式(第 8 条関係)

農業近代化資金利子補給変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
融資機関の名称
代表者の職氏名

印

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で農業近代化資金利子補給承認を受けましたが、別紙写のとおり貸付条件の変更申出があったので、和歌山県農業近代化資金利子補給規則第 8 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 変更内容
- 2 理 由

注 変更内容については、弁済期限等が明確に判るように変更前、変更後を対比して記載するものとする。

別記第10号様式中「指令農第 号」を「和歌山
県指令 第 号」に改め、「(昭和37年和歌山県規則
第11号)」を削り、同様式別表を次のように改める。

別表

農業近代化資金利子補給変更承認決定表

融資機関名

	決 定 内 訳						毎年の償還額		備 考	
	貸付けの相手方	貸付承認額	資金使途	貸付利率	利子補給率	据置期間	償還期限	毎 回		最 終 回
変更前		千円		%	%	年 月 日	年 月 日	千円	千円	
変更後										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第36号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和46年和歌山県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（開発許可等不要証明書の交付の申請）

第10条 省令第60条の規定による書面の交付の申請は、開発許可等不要証明申請書（別記第15号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、申請に係る土地の位置を示す図面、省令第16条第4項の表に掲げる図面（現況図、土地利用計画図、造成計画平面図及び造成計画断面図に限る。）その他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

別記第3号様式中「所在地」を「所在及び地番」に改める。

別記第8号様式中 「明治
大正
昭和」を削る。

別記第11号様式中「第5条」を「第4条」に、

「 工事着

手年月日	年 月 日
------	-------

を 「 」	工事着手年月日	年 月 日
	工事施行者住所氏名	

「工 事 監 理 者」に、 「工 事 現 場 管 理 者」を 削る。

別記第13号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 15 号様式(第 10 条関係)

正

開発許可等不要証明申請書

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、都市計画法 第 29 条 第 1 項
第 29 条 第 2 項 の規定
による許可を要しないことの証明書の交付を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名 印

1 建築主の住所 及び氏名	(電話番号)			
2 申請地の所在、地 番、地目、面積 及び所有者氏名	所 在 地 番	地 目	面 積 m ²	所有者氏名
	総面積 実測			m ²
	3 用途地域等			
<input type="checkbox"/> 用途地域 () <input type="checkbox"/> 無指定				
4 建築物等の用途				
5 建築物等の構造 及び規模	構造及び 階 数	造 階建	高 さ	m
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
6 造成計画概要	造成行為	<input type="checkbox"/> 有 (面積 m ²) <input type="checkbox"/> 無		
	擁壁新設	<input type="checkbox"/> 有 (高さ m) <input type="checkbox"/> 無		
7 備 考				
※受付年月日及び番号		年 月 日	第 号	
※証明年月日及び番号		年 月 日	第 号	
※ 受 付 欄			※手数料欄	

注

- 1 ※のある欄は、記載しないこと。
- 2 3 及び 6 欄の□は、該当する箇所にチェックをいれること。

副

開発許可等不要証明書

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、都市計画法 第 29 条 第 1 項
第 29 条 第 2 項 の規定
による許可を要しないことを証明します。

第 年 月 日 号

申請者 様

和歌山県知事 印

1 建築主の住所 及び氏名	(電話番号)			
2 申請地の所在、地 番、地目、面積 及び所有者氏名	所在			
	地番	地目	面積 m ²	所有者氏名
	総面積 実測			m ²
3 用途地域等	<input type="checkbox"/> 用途地域 () <input type="checkbox"/> 無指定			
4 建築物等の用途				
5 建築物等の構造 及び規模	構造及び 階数	造 階建	高さ	m
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
6 造成計画概要	造成行為	<input type="checkbox"/> 有 (面積 m ²) <input type="checkbox"/> 無		
	擁壁新設	<input type="checkbox"/> 有 (高さ m) <input type="checkbox"/> 無		
7 備考				

本証明書の有効期間は、証明日から 1 年間です。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第25号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員研修規程（昭和59年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「考査監」を「監察査察室長」に改める。

第9条第3項中「吏員」を「職員」に改める。

第14条中「知事」を「人事課長（以下「課長」という。）」に改める。

第15条中「その年度の始めにおいて、人事課長（以下「課長」という。）」を「当該年度の前年度又は当該年度の始めにおいて、課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の改正規定は、告示の日から施行する。

和歌山県訓令第26号

総 務 部
県税事務所

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

（和歌山県税規程の一部改正）

第1条 和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中総括主任及び係員の欄を削る。

第3号の2様式中「殿」を「様」に改める。

第21号様式を次のように改める。

第31号様式(その2)から(その4)中「殿」を「様」に、「和歌山県事務吏員氏名」を「和歌山県徴税吏員氏名」に改める。

(和歌山県税収入事務規程の一部改正)

第2条 和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「吏員」を「職員」に改める。

第15条中「又は指定金融機関等」を「指定金融機関等又は令第158条の2第1項の規定により県税の収納事務の委託を受けた者」に改める。

第21条第2項、第38条第3項並びに第41条第1項及び第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第3号様式(その1)及び(その2)中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改める。

別記第5号様式中「
「総括主任」を削る。

別記第16号様式中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改める。

別記第21号の2様式(その5)の備考中「、特別地方消費税」を削る。

別記第25号様式中「部長」を「所長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
2 この訓令による改正前の和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県訓令第27号

庁中一般各地方機関

和歌山県職員勤務発明規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員勤務発明規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
第2章 届出及び出願(第4条-第13条)
第3章 補償(第14条-第18条)
第4章 勤務発明審査会(第19条-第24条)
第5章 雑則(第25条-第27条)

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この訓令は、職員がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成の取扱いについて規定し、その発明者等としての権利を保証し、もって発明及び研究意欲の向上を

図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「職員」とは、知事部局の職員をいう。
(2)「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連してした発明をいう。
(3)「職務発明」とは、勤務発明であって、その内容が当該発明をした職員の所属する機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属する発明をいう。
(4)「発明者」とは、勤務発明をした職員をいう。
(5)「本庁」とは、和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第3条第2項第1号に規定する本庁をいう。
(6)「地方機関」とは、和歌山県行政組織規則第3条第22項第2号に規定する地方機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設を管理する機関を除く。)をいう。
(7)「所属長」とは、発明者の所属する本庁の各課室の長及び別表左欄に掲げる機関においてそれぞれ同表右欄に掲げる職にある者をいう。
(8)「試験研究機関」とは、環境衛生研究センター、工業技術センター及び農林水産総合技術センターをいう。

(権利の帰属)

第3条 県は、職務発明について、この規程の定めるところにより特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

第2章 届出及び出願

(勤務発明の届出等)

第4条 発明者は、勤務発明をしたときは、速やかに勤務発明届(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添え、所属長を経由して知事に届け出なければならない。

- (1)発明の内容を詳細に記載した書類
(2)発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
(3)その他知事が必要と認める書類

2 所属長は前項の規定による届出を受理したときは、当該発明に関する意見書を添えて知事に進達しなければならない。

(職務発明の認定及び承継の決定)

第5条 知事は、前条の届書を受領したときは、当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかの認定をしなければならない。

2 知事は、当該発明が職務発明であると認定したときは、当該発明について特許を受ける権利又は特許権を県が承継するかどうかの決定をするものとする。

(特許の出願)

第6条 知事は、前条第2項の規定により特許を受ける権利を県が承継することを決定したときは、直ちに特許の出願を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、第8条第1項ただし書の規定により発明者が既に特許の出願を行っているときは、当該特許の出願名義の変更手続を行うものとする。

(出願審査)

第7条 知事は、前条の規定による特許出願について出願審査の請求を行うかどうかを検討し、出願審査の請求を行うことを決定したときは、速やかに当該請求を行わなければならない。

(発明者の出願の制限等)

第8条 発明者は、知事が第5条第1項の規定により当該発明者の発明について職務発明でないと決定した後でなければ当該発明につき特許出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許の出願を行う必要があるときはこの限りでない。

2 発明者は、前項ただし書の規定により、特許出願を行ったときは、直ちに当該特許出願に関する書類の写しを添え、個人特許出願届(別記第2号様式)を所属長を経由して知事に届け出なければならない。

(準用)

第9条 第5条の規定は、前条第2項の届出があったときに準用する。

2 第6条の規定は、前項の規定により認定し、又は決定する場合に準用する。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡義務)

第10条 発明者は、知事が前条第1項において準用する第5条第2項の規定により当該発明者の発明について特許を受ける権利又は特許権を県が承継することを決定したときは、遅滞なく譲渡書(別記第3号様式)を所属長を経由して知事に提出し、その権利を県に譲渡しなければならない。

(第三者に対する権利譲渡の制限)

第11条 発明者は、知事が第5条第1項の規定により当該発明者の発明が職務発明でないと決定し、又は第5条第2項の規定により県が特許を受ける権利若しくは特許権を県が承継しないことを決定した後でなければ、当該特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために当該特許について専用実施権を設定してはならない。

(認定及び決定の通知)

第12条 知事は、第5条第1項及び第2項(第9条の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定又は決定をしたときは、その旨を速やかに所属長を経由して文書により当該認定又は決定に係る発明をした発明者に通知しなければならない。

(職務発明でない勤務発明)

第13条 知事は、第4条の規定による届出に係る発明が職務発明でないと認定した場合において、発明者から当該発明について特許を受ける権利又は特許権について譲渡申出書(別記第4号様式)の提出があったときは、当該権利を県が承継するかどうかを決定するものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の決定に係る勤務発明について準用する。

第3章 補償

(出願補償金)

第14条 県は、次の各号に掲げる場合においては、当該特許に係る発明者に対し、出願補償金として権利1件について10,000円以下の補償金を支払うものとする。

(1) 第6条の特許出願を行ったとき。

(2) 第10条の規定により県が特許を受ける権利を譲り受けたとき。

(実施補償金)

第15条 県は、第5条第2項(第9条の規定により準用する場合を含む。)及び第13条第1項の規定により取得した特許を受ける権利若しくは特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入実績に2分の1を乗じて計算した金額を翌年4月30日までに支払うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払うべき実施補償金の額を決定したときは、当該発明者に通知するものとする。

(費用補償金)

第16条 県は、第5条第2項(第9条の規定により準用する場合を含む。)及び第13条の規定により特許を受ける権利又は特許権を県が承継すると決定した発明に係る特許出願等について発明者が既にそれに要する経費を支出している場合に、当該発明者の申し出により、当該費用の相当する額のうち知事が必要と認める額を支払うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払うべき費用補償金の額を決定したときは、当該発明者に通知するものとする。

(共同発明者に対する補償金)

第17条 前3条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第18条 第14条から第16条までの規定による補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は相続人が承継する。

第4章 勤務発明審査会

(勤務発明審査会の設置)

第19条 知事は勤務発明に関する事項を審議するため、勤

務発明審査会を(以下「審査会」という。)を置くことができる。

(審査事項)

第20条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 職務発明の認定に関する事項
- (2) 特許を受ける権利又は特許権の承継の決定に関する事項
- (3) 出願審査の請求を行うかどうかの決定に関する事項
- (4) 補償金に関する事項
- (5) 発明者の異議申し立てに関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

(勤務発明審査会の組織)

第21条 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は、当該試験研究機関の長、又は本庁の局長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第22条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の招集)

第23条 審査会は会長が招集する。

(副会長及び委員の任命等)

第24条 副会長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから会長が任命する。

2 審査会の構成員は、自己又はその4親等内の親族に係る審議事項については、審査会に出席することができない。

3 発明者は、会長の許可を受けて審査会に出席し、その発明について意見を申し述べることができる。

第5章 雑則

(異議申し立て)

第25条 発明者は、その発明に係る第5条第1項の規定による職務発明の認定又は同条第2項(第9条の規定により準用する場合を含む。)の規定による特許を受ける権利又は特許権の継承の決定に対して異議があるときは、第12条の通知を受けた日から1月以内に所属長を経由して知事に対し文書をもって異議の申立てをすることができる。

2 知事は、前項の申立てを受けたときは、異議に対する決定を行い、その結果を申立人に対し、その申立ての日から2か月以内に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 発明者及び審査会の関係者は、発明の内容その他発明者及び県の利害に関係のある事項について必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

(実用新案権、意匠権及び育成者権についての準用)

第27条 この規程は、実用新案権、意匠権及び育成者権について準用する。この場合において、第14条中「10,000

円」とあるのは「5,000円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(和歌山県工業技術センター勤務発明規程等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 和歌山県工業技術センター勤務発明規程(昭和30年和歌山県訓令第322号)
 - (2) 和歌山県漆器試験場勤務発明規程(平成7年和歌山県訓令第11号)
 - (3) 和歌山県環境衛生研究センター勤務発明規程(平成10年和歌山県訓令第29号)
 - (4) 和歌山県職務育成品種規程(平成12年和歌山県訓令第14号)
 - (5) 和歌山県農林水産総合技術センター勤務発明規程(平成15年和歌山県訓令第58号)
- 3 この訓令による廃止前の和歌山県工業技術センター勤務発明規程、和歌山県漆器試験場勤務発明規程、和歌山県環境衛生研究センター勤務発明規程並びに和歌山県職務育成品種規程及び和歌山県農林水産総合技術センター勤務発明規程(以下「廃止和歌山県職務育成品種規程等」という。)により県が職員から譲渡を受けた特許を受ける権利、特許権、実用新案権の登録を受ける権利、実用新案権、意匠の登録を受ける権利、意匠権、品種の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)については、この訓令により取得したものとみなす。
- 4 廃止和歌山県職務育成品種規程等により県が取得した特許権等のうち、この訓令の施行の際現に県が特許出願し、査定が完了していないものに係る特許出願については、第14条第1号に規定する特許出願とみなす。

別表(第2条関係)

機 関	職
振興局の総務室及び各部	総務室長又は各部長
和歌山県立こころの医療センター	事務局長
その他の地方機関	当該地方機関の長

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属
職・氏名

印

勤 務 発 明 届

このたび下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) をしたので、和歌山県職員勤務発明規程第 4 条 1 項の規定により、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 発明 (考案・意匠・品種) の名称
- 2 職務発明であるかどうかの意見
- 3 権利の継承に関する意見
- 4 関係書類
 - (1) 発明の内容を詳細に記載した書類
 - (2) 発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類

- 注 1 発明が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の所属及び職氏名を連記すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記第 2 号様式 (第 8 条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属
職・氏名 印

個人特許出願届

このたび下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) について、和歌山県職員勤務発明規程第 8 条 1 項ただし書の規定により特許出願 (実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願) をしたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 発明 (考案・意匠・品種) の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号
- 4 添付書類 特許出願等に係る書類の写し

- 注
- 1 発明が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の所属及び職氏名を連記すること。
 - 2 和歌山県職員勤務発明規程第 4 条第 1 項の規定による届出を提出している場合にあつては、その提出年月日を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記第 3 号様式 (第 10 条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属
職・氏名 印

譲 渡 書

和歌山県職員勤務発明規程第 5 条の規定により職務発明と認定された、下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) に係る特許 (実用新案登録・意匠登録・品種登録) を受ける権利 (特許権・実用新案権・意匠権・育成者権) を譲渡します。

記

1 発明 (考案・意匠・品種) の名称

- 注 1 発明が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の所属及び職氏名を連記すること。
2 発明が職員以外の者との共同によりなされたときは、その者の同意書を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記第 4 号様式 (第 1 3 条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属
職・氏名

印

譲 渡 申 出 書

和歌山県職員勤務発明規程第 5 条の規定により職務発明でないと認定された、下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) に係る特許 (実用新案登録・意匠登録・品種登録) を受ける権利 (特許権・実用新案権・意匠権・育成者権) について県に譲渡することを申し出ます。

記

1 発明 (考案・意匠・品種) の名称

- 注 1 発明が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の所属及び職氏名を連記すること。
2 発明が職員以外の者との共同によりなされたときは、その者の同意書を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。